学校法人 減免規程 作成例

入園料、保育料等に関する減免規程

学校法人○○学園

（目的）

第１条　この規程は、学校法人○○学園○○幼稚園の入園料、保育料及び◎◎費について、その徴収額の減免に関する事項を定めるものとする。

（適用範囲及び減免額）

第２条　この規程は、次の各号について、適用するものとする。

　一　入園料

　　ア　本学園に保護者を同一とする園児がいる場合は、入園料の半額を減免する。

　　イ　本園に２人以上同時入園する場合は、２人目以降の入園料の半額を減免する。

　　ウ　学校法人○○学園が運営する幼稚園（姉妹園）からの転入園児は、入園料の全額を減免する。

　　エ　他の幼稚園からの転入園児は、入園料の半額を減免する。

　　オ　５歳児で９月以降に入園した場合は、入園料の半額を減免する。

　二　保育料

　　ア　休園願いが提出され、休園を許可された場合は、休園期間中の保育料の全額を減免する。

　　イ　本学園に保護者を同一にする園児がいる場合は、２人目以降の保育料から××,×××円を減免する。

　　ウ　月途中で入園又は退園した場合は、当該月の徴収額は下記の計算式により日割りで算定（１０円未満の端数は切り捨て）し、残りの額を減免するものとする。

　　　１．月途中での入園の場合

　　　　　入園日から月末までの開園日÷その月の開園日

　　　２．月途中での退園の場合

　　　　　月初から退園日までの開園日÷その月の開園日

　　エ　月途中で入園又は退園した場合（施設等利用費を市町村から代理受領する場合に限る）は、市町村から支給された日割計算による施設等利用費と保育料との差額に相当する額を減免するものとする。

　三　◎◎費

　　ア

　　・

・

・

（申請）

第３条　前条各号の適用を希望する者は、別紙１減免申請書を園に提出するものとする。

（承認）

第４条　園長は、前条の申請に基づき審査の上、承認するものとする。ただし、適当でないと認めたときには、この限りではない。

（承認の通知等）

第５条　減免申請書が提出されてから、１週間以内に不承認の通知をしない場合は、承認したものとする。

（適用除外）

第６条　園長は、第４条のただし書きの場合は、速やかに保護者に通知するものとする。

　附　則

　この規程は、　　　年　月　日から適用する。

別紙１

　　年　　月　　日

学校法人　　　学園

　　　　幼稚園園長　様

園児保護者名　　　　　　印

減免申請書

　下記のとおり減免を受けたいので、申請します。

記

１　園児氏名

２　減免を申請する内容及び理由

（１）内容

（２）理由

３　添付書類

　　年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人　　　学園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　幼稚園園長　印

減免承認（不承認）書

　　　　　年　　月　　日付けで減免申請されたものについては、承認（不承認）します。

（不承認の場合は、理由）